

筑西リーダース高校生会規約

(名称)

第1条 本会は、筑西リーダース高校生会（通称C L C「以下本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、高校生の自主的な活動により、広く学生生活のあり方を研究し、会員相互の親睦を図るとともに、地域を活動拠点として子供会等を育成すること、社会福祉活動に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、原則として高校生で、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)各単位子ども会の育成指導。
- (2)子ども会の育成指導についての必要な知識と技術の研修。
- (3)社会福祉活動への積極的な参加協力。
- (4)その他の必要な事項。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)書 記 2名
- (4)会 計 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記は、本会の会議の議事録の作成をする。
- 4 会計は、諸経費の収支にあたる。

(役員の選任及び任期)

第7条 本会の役員は、総会において選出し、役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び定例会とする。

- 2 総会は年1回とし、必要に応じて臨時に開催することができる。ただし、総会の決議は、出席者の2分の1とする。

3 定例会は月1回以上開催するものとする。ただし、その他の理由で開催が困難な場合は、中止することができる。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって賄う。

(会費)

第10条 本会の会費は、年額1,000円とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

(庶務)

第12条 本会の庶務は、筑西市教育委員会生涯学習主管課において処理する。

附 則

この規約は、平成18年6月25日から施行する。